

はじめに（第5回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて10年となる。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を、平成17年7月、平成19年7月、平成21年7月及び平成23年7月の4回にわたり公表した。

平成17年7月に公表した報告書（以下「第1回報告書」という。）では、主として、裁判所で収集してきた統計データを用い、地方裁判所における第一審訴訟事件の審理期間の経年的推移及び直近の期間（民事訴訟事件については平成16年4月から同年12月までの9か月間、刑事訴訟事件については同年1月から同年12月までの1年間）の審理期間等の状況について検証を行った。また、審理を長期化させる要因（以下「長期化要因」という。）として、①事件の性質・内容に内在する要因、②当事者に関する要因、③裁判所に関する要因、④その他の要因を挙げ、審理が長期化している事件では、これらの要因が単独で又は複合して、期日等の回数を増やし、あるいはその間隔を長くしているものと考えられるとした上で、さらに、迅速化検証に当たっては、これらの直接的な要因だけでなく、背後にある制度的な制約や社会・経済的な環境がどのように長期化要因と関わっているかという点も見据える必要があると指摘した。

次に、平成19年7月に公表した報告書（以下「第2回報告書」という。）では、地方裁判所における第一審訴訟事件の最新（平成18年12月まで）の統計データを用いて審理期間等の状況について検証を行うとともに、高等裁判所における民事及び刑事の控訴審訴訟事件の審理期間等の状況についても、統計データを用いて検証を行った。併せて、民事訴訟事件及び刑事訴訟事件の長期化要因の分析を行った。すなわち、民事訴訟事件については、統計データ及び裁判官からヒアリングを行った結果等をもとに、専門的な知見を要する訴訟その他審理が長期化する傾向のある訴訟につき、その長期化要因を事件類型ごとに考察し、また、刑事訴訟事件については、審理に時間を要する否認事件及び審理期間が2年を超える事件についての審理モデル等を参考にしつつ、実務経験上、長期化要因として認識されている事情を列挙し、分析・検討した。このうち、民事訴訟事件については、事件類型ごとに考察した長期化要因を踏まえ、主な長期化要因として、①審理対象の量や訴訟の規模に関わる問題（争点多数、当事者多数）、②専門性に関わる問題、③証拠に関わる問題（証拠の不足、収集の困難等）、④関係者に関わる問題（訴訟関係者である当事者等の態度・考え方、訴訟活動の在り方、執務態勢等）があると指摘し、その背景事情等についても、運用面、制度面、態勢面、あるいは社会的背景の面から、検証初期の仮説としてではあるが、若干の考察を試みた。

さらに、平成21年7月に公表した報告書（以下「第3回報告書」という。）では、まず、事件の概況として、地方裁判所における第一審訴訟事件のほか、新たに家庭裁判所における家事事件を対象に加え、最新（平成20年12月まで）の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行った（概況・資料編）。また、民事訴訟事件については、主として審理が長期化する事件を念頭に置き、長期化要因につき、これまでの報告書における検証結果を踏まえつつ、最新の統計データによる分析、弁護士からヒアリングを行った結果を取りまとめたものや裁判官からヒアリングを行った結果（第2回目の迅速化検証の際に実施）を改めて取りまとめたもの、関連する各種文献等を活用しながら、より実証的な裏付け作業を行い、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を、①主に争点整理の長期化に関連する要因、②主に証拠収集に関連する要因、③専門的知見を要する事案に関連する要因、④裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に大別して分析・検討するとともに、医事関係訴訟、建築関係訴訟といった一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型についても、特有の長期化要因を分析・検討した。刑事訴訟事件については、公判前整理手続が審理期間等にどのような影響を及ぼしているかという視点から、主として重大事件である裁判員裁判対象事件につき、

公判前整理手続を軸とした審理状況について分析・検討した。さらに、家事事件については、特に終局までに時間を要する事件類型である遺産分割事件の長期化要因を分析・検討した（分析編）。

そして、平成23年7月に公表した報告書（以下「第4回報告書」という。）では、まず、事件の概況として、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件について、最新（平成22年12月まで）の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行い、そのうち、刑事訴訟事件については、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号。以下「裁判員法」という。）が平成21年5月21日に施行され、裁判員裁判対象事件の処理が一定程度進んだことも踏まえ、裁判員裁判の審理状況について、手続構造面や運営面における従来の裁判官裁判との大きな相違を念頭に置きつつ、調査・分析を行い、さらに、最高裁判所における上告審訴訟事件についても、民事訴訟事件、行政訴訟事件及び刑事訴訟事件の3パートに分けて、最新の統計データに基づく調査・分析を行った（概況編）。また、公正かつ適正で充実した裁判手続が裁判の迅速化の前提として重要であるとの認識の下（迅速化法1条、2条1項・3項、6条、7条参照）、第3回報告書で分析・検討した長期化要因について、統計データ等による経年的な分析を続けてその妥当性等を継続的に検証するとともに、裁判所及び弁護士の実務態勢等に関する実情を把握し、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策（以下「施策」という。）検討の参考にするため、規模や地域の異なる複数の裁判所や法テラスにおいて実情調査を行って裁判官や弁護士等から各地の実情を聴取した上で、民事訴訟事件・家事事件を中心に、考えられる施策をできる限り広範に取り上げ、①民事訴訟事件一般に共通する長期化要因に関する施策、②個別の事件類型に特有の長期化要因に関する施策、③裁判所及び弁護士の執務態勢等に関連する要因に関する施策に整理して提示した（施策編）。

本報告書は、第5回の迅速化検証の結果を公表するものである。今回の検証作業は、まず、事件の概況として、地方裁判所における第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件について、最新（平成24年12月まで。なお、刑事第一審訴訟事件のうち裁判員裁判対象事件については、平成21年5月21日の制度施行時から平成24年5月末日までの約3年間の統計データに基づく調査・分析を行った「裁判員裁判の実施状況の検証報告書」から、迅速化検証と関連性の深い部分を引用した。）の統計データを用いて審理期間等の状況の検証を行うとともに、第3回報告書及び第4回報告書で分析・検討した長期化要因や第4回報告書で整理した施策についても触れるなどして、総括的な分析・検討を行い、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件についても、最新の統計データを用いて審理期間等の状況について概括的な検証を行った（概況編）。

また、第4回報告書までの迅速化検証においては、主として司法固有の領域において長期化要因や施策の検討作業を行ってきたところであるが、検証検討会でも、従前から、真に実効性あるものとして裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するためには、単に裁判手続に内在する要因に即して施策を進めていくだけでなく、社会・経済背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因（以下「社会的要因」という。）についても考察を及ぼして、その問題の構造を把握し、裁判の合理的な運用に及ぼす影響等を検討する必要があるのではないかとの指摘もされていたところであり、今回の検証作業においては、この指摘を念頭に置きつつ、社会的要因にまで視野を広げ、紛争自体の総量や動向に影響を与える要因、裁判事件となる紛争や動向に影響を与える要因の分析・検討を行った。その際には、各種統計データに基づく分析や文献調査のみならず、地域的特性を異にする複数の地区を訪問し、地方自治体や消費生活センターなどの相談機関等での実情調査を実施するとともに、社会的要因の検討に関連する分野を対象に、専門家等を対象としたヒアリング調査や、フランス、ドイツ及びアメリカでの実情調査を実施し、諸外国の実情とも比較しつつ検討を進めた（社会的要因編）。

本報告書を含めた5回にわたる検証は、上記のとおり、それぞれその時期の最新の統計データを用いて審理期間等の状況を検証するとともに、統計データによる分析や実情調査等に基づき長期化要因の分析（第3回報告書）、施策の検討（第4回報告書）及び社会的要因の検証を行うというように、その都度、検証の

角度や対象を変えつつ行われてきたものであって、各回の報告は、一連一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果(迅速化法8条1項)を示すものである。そして、迅速化法は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする基盤整備法としての性格を有しており(同法1条、2条)、裁判の迅速化は、検証の結果を踏まえた施策が実施され、更にその結果が検証され、再び施策に反映されるというサイクルを通して、その推進が図られることが予定されているものと考えられる(同法3条、4条)。本報告書は、迅速化法施行後10年の経過の節目(同法附則3項)に公表されるものであるが、迅速化法に基づく今後の検証においては、これまでの検証の結果を上記のような観点からフォローアップし、裁判の適正・充実・迅速を実現するために必要な検証を行っていく予定である。

【検証検討会の実施状況】

平成23年7月に第4回報告書を公表した後、第5回の検証結果の公表に向けて、検証検討会が計10回開催された。各回における議論のテーマ等は【表1】のとおりである。

第41回及び第42回の検証検討会においては、社会的要因の検証の進め方をはじめとする第5回の迅速化検証の在り方に関する意見交換が、第43回から第45回までの検証検討会においては、社会の高齢化や家族観の多様化等についてのヒアリング調査(高齢社会等ヒアリング)、建築及び医事紛争をめぐる制度等についてのヒアリング(建築ヒアリング及び医事ヒアリング)が行われた。なお、上記検証検討会における検討と並行して、ADR全般についてのヒアリング及び国内実情調査が行われ、事務局においても、国内外で各種調査を行った(各調査の概要についてはVI1.3を参照。)。また、第46回から第48回までの検証検討会においては、上記各調査の内容を踏まえ、社会的要因について、「法的紛争一般の動向」、「裁判外での紛争処理の全般的状況」及び「紛争類型別の検討」の各観点から意見交換が行われ、第48回の検証検討会では、第一審及び上訴審の審理状況についての意見交換も併せて行われた。そして、第49回及び第50回の検証検討会において、以上の意見等を踏まえて作成した本報告書骨子案及び本報告書案について、意見交換が行われた。

【表1】 検証検討会における議論の状況

	開催年月日	意見交換の内容
第41回	平成23年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回検証報告書について ・今後の検証の在り方について
第42回	平成23年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回検証報告書について ・第5回検証の進め方について ・各種調査の実施方法等について
第43回	平成24年1月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会等ヒアリング ・社会的要因の検証に際し素材とする紛争類型について ・ADR全般ヒアリングの結果報告
第44回	平成24年3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・建築ヒアリング ・国外紛争類型別調査の予定について
第45回	平成24年6月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・医事ヒアリング ・国内実情調査の結果報告
第46回	平成24年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・法的紛争一般の動向について ・裁判外での紛争処理の全般的な状況について ・国外基礎調査並びに遺産紛争及び保険制度に関する基礎調査の結果報告
第47回	平成24年10月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争類型別の検討(医事紛争, 建築紛争)について ・紛争解決の仕組み全般について ・国外紛争類型別調査及び国内実情調査の結果報告
第48回	平成24年11月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・紛争類型別の検討(遺産紛争)について ・社会的要因全般について ・第一審及び上訴審の審理状況について
第49回	平成25年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回検証報告書骨子案(たたき台)について
第50回	平成25年5月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・第5回検証報告書案(たたき台)について